

※ 保存期間30年(令和13年12月31日まで)

○各種行事の総合調整について(通達)

(昭和57年2月1日徳企監第24号)

県警察各部門が、緊密に連携し、活力ある警察運営が展開されるよう下記により各種行事の総合調整を行うこととしたので遺憾のないようにされたい。

記

1 趣旨

現在、県本部は、部課制により運営されているが、警察事象の複雑多様化に伴い、数部数課にまたがる事務を執行する場合、各部各課の行事が競合しながら推進される場合等が多くなり、各部課の横の連携をますます緊密にする必要がある。

月間行事及び週間行事は、県本部次長会議及び定例部長会議で調整されているが、具体的な執行計画や追加行事の調整機能は、必ずしも十分とはいえず、そのまま現場に指示されて混乱を招くおそれもある。

このような問題点を解消し、県警察内部の連携を強め、総合力が十分発揮できるよう調整機関と手続を明確にした。

2 調整すべき行事の範囲

重要事件発生時の緊急配備、初動捜査等緊急事案等を除き、次に掲げる行事を企画するときは、調整を受けなければならない。

- (1) 県下全域にわたり、又は2署以上に関係する行事
- (2) 多数の署員を動員する行事
- (3) 長期にわたり署員を動員する行事
- (4) 公安委員又は本部長の出席を必要とする行事
- (5) その他これ等に準ずる重要な行事

3 調整の手続

- (1) 月間行事予定は、本部次長会議で調整する。
- (2) 課長は、月間行事予定を変更するとき、及び予定に基づき行事の執行計画を立案したときは、総務企画課長に回議すること。
- (3) 総務企画課長は、行事予定に基づき行事を調整する。調整に当たって必要があれば、関係課長の意見を聞き、又は各部代表課長会議を開催することができる。
- (4) 各部代表課長は、徳島県警察事務決裁規程(昭和50年徳島県警察本部訓令第29号)に定める部長の代決権者とする。
- (5) 総務企画課長は、調整を終えたときは、立案文書に行事調整済の表示をすること。